クリエイターが悩む知的財産権について

知的財産権法研究会 弁護士・弁理士 川上 大雅¹

Oはじめに

誰もがクリエイターになれる時代になってきました。ユーチューブ、フェイスブック、フリッカー、ピクシブ、ノート、ケイクスなど、自ら制作したものを手軽に発表ができる場所が広がってきています。

様々な機材も安価に手に入るようになり、写真もアニメも映画もイラストも、それなりのもの は爆発的に簡単に誰でも作れるようになりました。

ユーチューバーなどのインターネット配信者が、小学校男子の就きたい職業ランキングでプロサッカー選手、プロ野球選手を追い抜く時代です。自分を表現することが職業になり、それが憧れにもなるのが現在です。「誰もがクリエイター」となる時代が来ています。

そして、インターネットは、誰もが大量の映像や写真、音楽、イラスト、文章に簡単にアクセスすることをも可能にしました。

パソコンで「Ctrl+C」を押すだけで、コピーができてしまいますし、スマートフォンのボタンを「2つ同時押し」するだけでスクリーンショットを撮ることもできてしまうのです。

ツイッターやインスタグラムでは、「いいね!」の数が競われています。リツイートボタンひとつで、映像や写真や音楽やイラストや文章などの作品が世界中に拡散していきます。拡散のスピードも非常に上がりました。いったんツイッターの「トレンド」に掲載されると、一晩で数万を超える反応が返ってくることもままあります。

誰がコピーをしたのかもわからないまま、どれがオリジナルなのかもわからないまま、あっという間に大量のコピー作品が拡散していく時代が来てしまいました。

そして、こうしたコピーで拡散していく作品はほぼ全部、著作権法の保護の対象となる「著作物」でもあります。「著作物」の大拡散時代が来てしまっているということです。

このように、「誰もがクリエイター」となりえ、クリエイターたちの作る「著作物」が大拡散してしまう現代においては、クリエイターが対応しなくてはいけない知的財産権の分野に属する問題は増え続けているようにも感じています。

本稿では、クリエイターが悩んでいる知的財産権の分野に属する問題のうち、筆者がよく取り扱うようなケースを例示し、これをもとに、クリエイターが抱える知的財産権に関する悩みについて共有してみたいと思います。

本稿での「クリエイター」の定義はデザイナー、映像制作者、イラストレーター、美術作家、 コピーライターなどを含め、「物を作って利益を得ている人」くらいの広いものとしてとらえて いただけると良いです。

1 札幌北商標法律事務所